

使用料・手数料の適正化に関する指針



令和7年11月

京都府南丹市

目 次

■はじめに

- 1 指針策定の目的
- 2 指針の対象となる使用料・手数料
- 3 適正化の基準
- 4 使用料について
 - (1) 使用料の算定方法
 - (2) 原価計算
 - (3) 性質別負担割合
 - (4) 減額・免除の基準
 - (5) 使用料の単位
 - (6) 付帯設備の使用料
 - (7) 市外料金等の設定
- 5 手数料について
 - (1) 手数料の算出方法
 - (2) 原価計算
 - (3) 受益者負担割合
 - (4) 減額・免除の基準
 - (5) 手数料の単位
- 6 定期的な見直し
- 7 その他

■はじめに

本市では、基金（貯金）を崩して、収支の均衡を図る厳しい財政状況が続いており、令和5年10月に「南丹市財政健全化プラン」を策定し、令和6年度から令和9年度までの4カ年を期間として7項目の取り組みを進めてきました。

令和7年度は、財政健全化プランにおける2カ年の「集中健全化期間」の最終年度に位置づけられており、今後、賃金の上昇や物価高騰などの支出の増加等が見込まれるため、「歳出の見直し」8項目と「歳入の確保」4項目を取り組みの柱とし緊急かつ具体的な取り組みを進めていくこととしています。

その取組の一つとして「使用料及び手数料の見直し」を行うこととし、『使用料・手数料の適正化に関する指針』を定めることといたしました。

1 指針策定の目的

使用料とは、地方自治法第225条に基づき、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用にかかる対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことと、道路・河川占用料・公営住宅使用料、ホール・公民館・体育館施設等使用料があります。

また手数料とは、地方自治法第227条に基づき、特定の者のために行う役務の提供に対して、その事務に要する費用又は報酬として徴収する金銭のことと、戸籍謄本交付手数料、住民票の写しの交付手数料、各種証明手数料等があります。

使用料及び手数料は、地方自治法第228条に基づき、条例で定めなければならないとされていることから、手数料条例、各種施設の設置条例等によりその額を定めて徴収しています。いずれも受益者負担の原則に立つものですが、広範な減額・免除規定があることから、施設の維持経費や事務経費に対する収入の割合が低く、税金等によりその不足分が賄われており、結果的に利用しない方にも負担をしていただいていることになります。

そこで、本指針は使用料・手数料を受益者負担の原則に基づいた適正な額に見直し、利用する方と利用しない方の負担の公平性を確保するための方針を示すことにより、財政運営の健全性と行政サービス水準の確保を図ることを目的とします。

2 指針の対象となる使用料・手数料

- (1) 使用料 設置条例において定められている公の施設の使用料
- (2) 手数料 南丹市手数料徴収条例（平成18年条例第92号）第2条に掲げる手数料

※1 ただし、次に掲げる理由等により、指針によりがたいものを除きます。

【適用除外】

- ・国及び府の上位法等の規定により、金額又は算定方法が定められているもの
- ・南丹市行政財産使用料条例（平成18年条例第91号）を根拠として使用料等を定めているもの
- ・府内統一料金等の申し合わせのあるもの
- ・施設の特殊性から別に定めることが適当であるもの
- ・政策目的により、使用料・手数料の金額を定めているもの（ただし、社会情勢等を鑑みて、必要に応じて見直すものとする。）

※2 新規の施設や手数料など、各施設の設置条例、南丹市手数料徴収条例にそれぞれ定めがない場合であっても、上記適用除外に該当しないものについては、本指針の対象とし、適宜本指針に沿った手続きを行うものとします。

3 適正化の基準

受益者負担の原則を徹底するため、使用料・手数料の適正化の基準を次のとおりとします。

基準1 算定方法の明確化

社会情勢の変化に応じた原価算定方式による明確な料金算定基準や、統一した減免基準などを設定し、市民の理解と協力を得ながら使用料・手数料の適正化を図ります。

基準2 減額・免除基準の整理・統一化

利用者の応分の負担と、非利用者との公平性を確保するため、使用料・手数

料の減免・免除の範囲を極力限定した上で、基準の整理と施設間での減免・免除の考え方の統一化を図ります。

基準3 定期的な見直しの実施

使用料・手数料の額については、社会情勢の変化に応じた行政サービス内容、公の施設のあり方等を勘案した上で、定期的な見直しを行います。

4 使用料について

(1) 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の算定式により決定されます。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合}$$

(2) 原価計算

ア 原価算入対象項目

公の施設の建設・維持管理・運営などの行政サービスに係る経費には、人件費、光熱費、施設・設備の保守費や修繕費などの「ランニングコスト」と、施設の建設やシステム導入などの「イニシャルコスト」があります。

項目		説明	
ランニングコスト	人件費	使用申請の受付、許可書・証明書等の交付、使用料・手数料の徴収、各種保守契約などサービス提供及び施設の維持管理等に従事している職員数に年間平均給与（給料、手当、共済費、災害補償費）を乗じた額、施設の維持管理に関する報酬、会計年度任用職員にかかるもの（使用者負担の社会保険料含む）	
	物件費	消耗品費	維持管理に係るもの
		燃料費	施設運営に係るもの
		印刷製本費	施設運営に係るもの
		光熱水費	施設運営に係るもの
	役務費	修繕料	施設・備品維持に係るもの
		通信運搬費	施設運営に係るもの
		手数料	施設・備品維持に係るもの
		保険料	建物に係るもの

項目		説明	
		委託料	清掃、警備、保守点検などすべて
		使用料及び 賃借料	機器リース等に係るもの
		工事請負費	維持補修に限る（資産価値を上げるものを除く）
		原材料費	施設維持等に係るもの
		備品購入費	施設運営等に係るもの
ル イ コ ニ ス ト シ ヤ	減価償却費	建物、付属設備等、公の施設の建設（取得）に要した 経費を施設の耐用年数で除した額。	

注1) 物件費は、大規模修繕費、高額備品購入費を除く。

注2) 空調等別途使用料を徴収するものについては、その経費部分は原価算定の対象から除外する。

① ランニングコスト

ランニングコストの算出は、原価算定対象経費の決算額を基本とし、改定後の使用料・手数料が適用される日に予定されている制度改正、例えば消費税率の引き上げによる経費増などは、原価に反映させていくものとします。

② イニシャルコスト

イニシャルコストの算出は、算出時点での公の施設の建設（取得）に要した経費等を施設等の耐用年数で除した額（＝減価償却費相当額）とします。

なお、原価の算定にあたっては、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、市民が施設の設置目的の範囲内で利用をする場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします。

基本的な使用料の算定は以下の方式によるものとします。

【原価算出に用いる経費】

	個人・団体等（営業行為を除く）	個人・団体等（営業行為）
市 内	ランニングコストのみ	フルコスト (イニシャル+ランニング)
市 外	フルコスト (イニシャル+ランニング)	フルコスト (イニシャル+ランニング)

なお、それぞれ原則過去3年間の平均に基づき算出します。

【原価の算出式】

(ア) 会議室等の1室当たりの原価（1時間）

$$\text{原価} = (\text{原価算出に用いる経費}) \div \text{使用可能面積} \div \\ \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \div \text{稼働率}$$

(イ) グラウンド、テニスコート等の一面当たりの原価（1時間）

$$\text{原価} = (\text{原価算出に用いる経費}) \div \text{年間使用可能時間} \div \text{稼働率}$$

(ウ) 個人利用施設の1人当たりの原価（1日）

$$\text{原価} = (\text{原価算出に用いる経費}) \div \text{年間延べ利用人数}$$

（3）性質別負担割合

市の公共施設は、道路、公園等の市民の日常生活に必要で、市場原理によつては提供されにくい施設から、グラウンドやテニスコートなどのように特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難です。そこで、同一の機能を持つ施設を一つのグループに分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定したものが、性質別負担割合です。

ア 施設分類の考え方

施設の性質については、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間において提供されているものであるかなど施設の用途性に着目のうえ、2つの基準を組み合わせて分類します。

【施設が必需的なものか、選択的なものか】

○必需的施設

日常生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とするサービスを提供する施設

○選択的施設

生活や余暇をより快適で豊かなものとするため、特定の市民にサービスを提供する施設

【施設に市場代替性があるか否か】

○市場的施設

民間でも提供されており、行政と民間で競合する施設

○非市場的施設

民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

イ 施設の性質別分類

○第1分類<必需的・非市場的施設> 基本的にコストは公費で負担

【例】道路、公園、学校施設、図書館など

○第2分類<選択的・非市場的施設> コストは公費と受益者が負担

【例】コミュニティセンター、老人福祉センター、文化会館、体育館など

○第3分類<選択的・市場的施設> 基本的にコストは受益者が負担

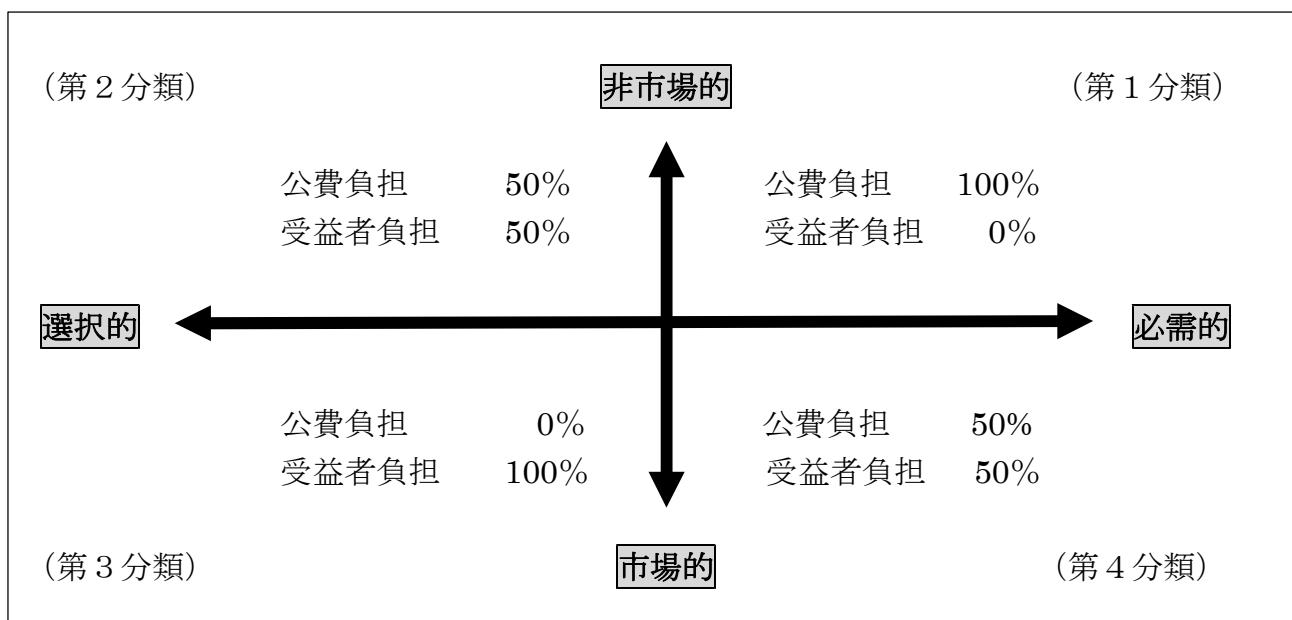
【例】テニスコート

○第4分類<必需的・市場的施設> コストは公費と受益者が負担

【例】市立保育所、市営住宅など

公費負担と受益者負担の割合

性質別分類における公費と受益者の負担割合は、下図のとおりとします。



(4) 減額・免除の基準

減額・免除に関し、公平性・公正性を確保するため、できるだけ多くの施設で共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。ただし、基準の統一が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分考慮して、施設ごとに減額・免除の取り扱いを定めます。

ア 団体利用施設の場合

免除の基準（減額の基準はありません）

（ア）市（市が設置する付属機関等も含む）が主催する事業に使用する場合（後援事業は除く）

イ 個人利用施設の場合

免除の基準

（ア）75歳以上のかた

（イ）身体障害者手帳の1、2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳の1級

（ウ）（イ）のかた1人につき、介助人1人

（エ）未就学児

減額の基準（50%減額）

（ア）身体障害者手帳の3～6級、療育手帳B精神保健福祉手帳の2、3級

（5）使用料の単位

算定した使用料の端数処理は、次のとおりとします。

ア 1,000円未満の場合50円単位の金額とします。

イ 1,000円以上の場合100円単位の金額とします。

（6）付帯設備の使用料

各施設において検証の上、使用料算出方法に準じ、適正な額を設定することとします。

（7）市外料金等の設定

受益と負担の公平性、市民利用が基本であり、施設の利用者の状況を判断し、市外利用者等について、使用料に区分を設定します。

ア 市外利用者の利用については、フルコストで算出します。市の公共施設の建設費用などのイニシャルコストは、多額の市税等で賄っているためです。

また、このような観点から、施設の利用は市民の利用が基本と考え、市外利用者については、同種の民間相場等との均衡を考慮して、算出した額に上乗せ料金設定できるほか、施設の利用状況等を勘案し、利用促進の観点からその上乗せ幅を調節することができるものとします。

イ 営業行為と認められる場合の使用料は、フルコストで算出します。なお、同種の民間相場等との均衡を考慮して、算出した額に上乗せして料金設定することも可能とします。

※営業行為の利用をする者に該当し、かつ市外利用者である者について
は、営業行為の使用料に市外利用者の使用料を加算することとします。

5 手数料について

(1) 手数料の算定方法

手数料は、原則として次の算定式により決定されます。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

(2) 原価計算

ア 原価算入対象項目

人件費、物件費（4. 使用料について（2）原価計算を参照）

イ 原価の算定方法

原価は、原則として次の算定式により決定されます。

$$\text{原価} = 1\text{分当たりの} \times \text{標準的処理時間(分)} + \\ (\text{物件費} \div \text{年間処理件数})$$

(3) 受益者負担割合

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であるため、受益者負担割合は100%とします。

(4) 減額・免除の基準

減額基準についてはありません。

免除基準については適用範囲の限定及び取り扱いの統一を図るため、下記基準のとおりとします。

ア 免除の基準

- ・国又は地方公共団体が行政目的に必要なとき
- ・法令等の規定により無料に取り扱うこととされているとき
- ・市長が特に必要と認めるとき

（5）手数料の単位

算定した手数料の端数処理は、次のとおりとします。

- ア 100円未満の場合 10円単位の金額とします。
- イ 100円以上1,000円未満の場合 50円単位の金額とします。
- ウ 1,000円以上1万円未満の場合 100円単位の金額とします。
- エ 1万円以上10万円未満の場合 1,000円単位の金額とします。
- オ 10万円以上の場合は上位3桁までの単位の金額とします。

6 定期的な見直し

受益と負担の公平性を確保しながら、公共施設の運営改善と行政サービスの改善を目指すために、使用料及び手数料の見直しは、原則として3年ごとに実施します。（必要に応じて隨時見直しを実施することも可能とします。）また、これに伴う指定管理に係る見直しも適切な時期に実施するものとします。

7 その他

各施設や手数料を所管する担当課は、本指針に従って算定を行い令和9年4月1日を基準日に料金の見直しを行うものとします。なお、基準日での変更が困難な場合は最大3年間を経過措置期間とし、令和12年4月1日までに料金の見直しを行うものとします。

ただし、算出した価額と現在の価額に大きな隔たりが生じた場合は、激変緩和措置を講ずることも検討します。

また、国や府、市、近隣市町村の動向を常に把握し、必要に応じて本指針を見直します。